

函 福 介
函 福 包
函 福 監

令和2年(2020年)3月4日

介護保険事業所 各位

函館市保健福祉部 介護保険課長
地域包括ケア推進課長
指導監査課長

新型コロナウイルス感染症に関する小規模多機能型居宅介護サービス費および
看護小規模多機能型居宅介護サービス費の算定について

平素より本市の介護保険事業の運営にあたり、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年2月27日付け函福介、函福包、函福監「新型コロナウイルス感染症に関する対応に係る介護報酬等の取扱いについて」により、標記サービスの算定についてお知らせしたところですが、令和2年3月3日に厚生労働省老健局から別途見解が示されたことから、標記サービスの算定については以下のとおりとすることとしますので、お知らせいたします。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス費および看護小規模多機能型居宅介護サービス費の算定において、事業所の休業ではなく一部のサービス提供のみを休止した場合については、一部休止したサービスだけをケアプランに位置付けていた利用者が代替のサービスを受けなかった場合等、当該利用者の支援が継続していなかったときは、介護予防通所リハビリテーションの取扱いを準用し日割り計算を行うものとし、支援が継続していたときは日割り計算を行わないものとします。

「支援が継続していたとき」とは、通いサービスのみサービス提供を休止した事業所において、通いサービス以外のサービス(訪問サービスや宿泊サービス等)の提供が継続されていた場合や、通いサービスのみケアプランに位置付けられていた利用者が代替として通いサービス以外のサービスの提供を受けた場合が考えられます。

なお、上記のように支援が継続していた場合において、一部サービスの休止により当該サービスが提供されないときや代替のサービスを提供するときは、ケアプランの軽微な変更となりますので申し添えます(「軽微な変更」として一連の業務を行わない場合でも、経過の記録等が必要となりますので、ケアプランの軽微な変更に係る取扱いに基づき適切な処理をお願いいたします。)

また、一部のサービス提供を休止する場合であっても、在宅高齢者の介護サービスを確保するため、できる限り代替サービスを提供していただきますようお願いいたします。

介護保険課 介護サービス担当職員	TEL : 21-3023, 3024, 3036	FAX : 26-5936
地域包括ケア推進課 企画・管理担当	相澤, 蝦名	TEL : 21-3041 FAX : 26-5936
指導監査課 高齢者担当	高木, 鈴木	TEL : 21-3927 FAX : 21-3928